

駐車監視員活動ガイドライン

(平成29年4月1日策定)

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や、確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

基本方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。

路線

◎ 最重点路線

路線(区間)	重点時間帯
国道112号、主要地方道山形山寺線 (文翔館前丁字路～十日町十字路間)	5時～22時
県道下原山形停車場線、市道八幡石小橋町線 (大手町十字路～スズラン街南十字路間)	5時～22時
主要地方道山形停車場線 (諏訪町十字路～山形駅東口南交差点間)	5時～22時
県道山形朝日線 (東北電力前十字路～城南町三丁目十字路間)	5時～22時

◎ 重点路線

路線(区間)	重点時間帯
主要地方道山形山辺線 (緑町十字路～大手町十字路間)	7時～20時
市道前田双月線 (緑町十字路～南高西十字路間)	7時～20時
主要地方道山形停車場線 (南高西十字路～諏訪町十字路間)	7時～20時
市道小立街道線 (諏訪町十字路～山形六中南十字路間)	7時～20時

地域

◎ 最重点地域

地域	重点時間帯
七日町・本町商店街及びその周辺	5時～22時
山形駅東口・西口及びその周辺	5時～22時

◎ 重点地域

地域	重点時間帯
北町・宮町及びその周辺地域	7時～20時
緑町・小白川町及びその周辺地域	7時～20時
小荷駄町・鉄砲町及びその周辺地域	7時～20時
上町・籠田・あかねヶ丘・久保田及びその周辺地域	7時～20時
嶋及びその周辺地域	7時～20時
南館・吉原及びその周辺地域	7時～20時

山形県山形警察署

